

巻頭言

「緩和薬物療法認定薬剤師」認定制度について

会員各位

日本緩和医療薬学会 理事長 鈴木 勉
認定委員会 委員長 加賀谷肇

平成 19 年 4 月のがん対策基本法施行によりがん医療を巡っては、がんの予防、治療、緩和という 3 つの柱が明確になり、がんとわかった時点からがんの治療と同時に行う医療として、緩和医療がより明確に位置付けられました。

緩和医療に携わる者には、その普及活動とともに臨床での患者 QOL 向上のための役割も増大しています。その中でがん治療や医療用麻薬等の適正使用支援など、緩和薬物治療における薬剤師への期待は益々高くなってきております。

緩和医療の精神を理解し緩和薬物療法に関する知識を修得し、医師、看護師、その他医療従事者とともに患者治療に資する薬剤師を育成したいという目的で、本学会では「緩和薬物療法認定薬剤師」の認定制度を立ち上げ、教育・研修体制についても準備を進めているところであります。

緩和薬物療法認定薬剤師の一般認定申請の受付は平成 21 年 10 月より開始予定ですが、平成 20 年 10 月 19 日に開催されました第 2 回日本緩和医療薬学会年会（パシフィコ横浜）の総会におきまして標記認定制度の概要が示されましたので、併せて本ホームページでも開示いたします。

以上